



香取市公告第47号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権移転の登記に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により公告する。

令和2年9月4日

香取市長 宇井 成一



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	竹之内区
区 域	香取市竹之内区域内
主たる事務所	香取市竹之内447番地1

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	雑種地
面 積	5.3㎡
所 在 地	香取市竹之内603番

所有権の登記名義人 岩立太重郎 外73名

3 申請事項に関し異議申出ができる者

当該申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人又は当該申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

令和2年9月4日から令和2年12月5日まで

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する不動産の関係書類を添付して香取市役所市民協働課に提出すること。

（異議申出書様式は、香取市ウェブサイトより様式ファイルをダウンロードしていただく方法と、香取市役所市民協働課窓口でお受け取りいただく方法があります。）